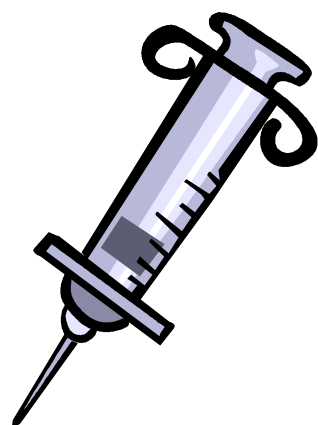


第 6 予防接種事業



1 予防接種事業

(1) 乳幼児等の予防接種事業

ア 目的

接種を受けた個人に免疫を付けることにより感染及び発症の予防、症状の軽減を図る。また、感染症の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

予防接種法、予防接種法施行令、予防接種法施行規則、予防接種実施規則、定期接種実施要領

ウ 対象

予防接種の種類		対象年齢
4種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)	1期	生後3か月～生後90か月(7歳6か月)に至るまでの間
三種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風)	1期	生後3か月～生後90か月(7歳6か月)に至るまでの間
ポリオ		生後3か月～生後90か月(7歳6か月)に至るまでの間
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	2期	11歳～13歳未満
麻しん風しん混合	1期	生後12か月～生後24か月に至るまでの間
	2期	5歳～7歳未満で、小学校就学前の1年間
日本脳炎	1期	生後6か月～生後90か月(7歳6か月)に至るまでの間
	2期	9歳～13歳未満
	特例対象者	平成7年4月2日生～19年4月1日生の者は20歳未満
BCG		生後1歳に至るまでの間
ヒブ(Hib)		生後2か月～生後60か月(5歳)に至るまでの間
小児用肺炎球菌		生後2か月～生後60か月(5歳)に至るまでの間

HPV(子宮頸がん予防)	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子
--------------	---

エ 対応者

市内指定医療機関及び県内接種協力医、契約医療機関、保健師、看護師、事務職員、母子愛育班員

オ 内容

健康福祉センターで行う「集団予防接種」、市内指定医療機関で行う「個別予防接種」のほか、「埼玉県住所外小児予防接種相互乗り入れ」制度に基づく県内接種協力医等により予防接種を実施しています。

カ 実績

接種状況

単位：人

予防接種の種類	年度	延べ対象者	延べ接種者	接種率 (%)
4種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)	24	4,148	654	15.77
	25	4,272	3,647	85.37
三種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風)	24	4,148	3,630	87.51
	25	—	1,230	—
ポリオ(生)	24	2,132	672	31.52
	25	—	—	—
ポリオ(不活化)	24	4,264	3,197	74.98
	25	—	1,582	—
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	24	1,413	1,063	75.23
	25	1,428	952	66.67
麻しん風しん混合	24	5,605	4,813	85.87
	25	2,320	2,206	95.09
麻しん	24	—	1	—
	25	—	0	—
風しん	24	—	3	—
	25	—	1	—
日本脳炎	24	5,040	4,880	96.83
	25	4,885	4,142	84.79
BCG	24	990	1,006	101.62
	25	1,072	891	83.12
ヒブ(Hib)	24	4,148	3,994	96.29
	25	4,272	4,508	105.52

小児用肺炎球菌	24	4, 148	4, 408	106.27
	25	4, 272	4, 336	101.50
HPV (子宮頸がん予防)	24	2, 049	2, 278	111.18
	25	2, 055	228	11.09

※対象者・・・平成25年10月1日現在の人口をもとに算定

キ 事業の経過

昭和23年7月、予防接種法施行。

昭和26年、結核予防法が制定。

昭和33年4月、予防接種法が改正され、対象疾病から、しょう紅熱が削除、二種混合(DT)ワクチン(ジフテリア・百日せき)が追加。

昭和39年、ポリオ生ワクチンが定期接種になる。

昭和43年、三種混合(DPT)ワクチン(ジフテリア・百日せき・破傷風)が定期接種になる。

昭和51年6月、予防接種法が改正され、予防接種による健康被害について法的救済制度が創設。

昭和52年8月、風しんワクチンが定期接種(中学生女子)になる。

昭和53年10月、麻しんが定期接種になる。

平成元年4月、MMRワクチン(麻しん・おたふくかぜ・風しん)接種が始まる。

平成5年4月、MMRワクチン実施見合わせになる。

平成13年11月、予防接種法が改正され、一類(百日咳、ジフテリア、破傷風、ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎)と二類(高齢者のインフルエンザ)に類型化される。

平成16年、結核予防法が改正され、ツベルクリン反応が廃止になり、BCG直接接種及び接種年齢が生後0日以上6か月未満となる。

平成17年5月、日本脳炎ワクチン定期接種の積極的勧奨の差し控え勧告。同年7月、日本脳炎Ⅲ期接種が廃止。

平成18年4月、麻しん風しん混合(MR)ワクチンの2回接種(第1期、第2期)が導入。

平成18年6月、麻しん及び風しん定期予防接種において、単独ワクチンも接種可能になる。また、平成18年3月31日までに麻しん、風しんの単独ワクチンを接種した者も第2期の接種が可能となる。

平成20年4月、麻しん及び風しん定期予防接種において、5年間の時限的措置として、中学1年生及び高校3年生に相当する者に対する、第3期、第4期の麻しん風しん混合ワクチンが導入。これに伴い、定期の予防接種実施要領が改正。

平成21年6月の日本脳炎定期予防接種第1期において、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンが使用可能となる。

平成22年3月の日本脳炎ワクチンの使用期限が到来したことにより、これ以降、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを用いることが周知される。

平成22年4月、日本脳炎の接種勧奨が、標準的な年齢（3歳4歳児）に再開。

平成23年5月20日の政令・省令改正により日本脳炎の対象者（平成7年6月1日生まれ～平成19年4月1日生まれ）が、特例として追加。

平成24年7月31日の政令改正により、同年9月1日からのポリオの予防接種において、生ワクチンの使用を止め、不活化ワクチンを使用し、接種回数も2回から4回へ変更。ただし、この改正で定期の予防接種となったのは、3回目までに限定された。

平成24年9月28日の政令改正により、同年11月1日から4種混合（DPT-IPV）ワクチンが導入。

平成24年10月23日の実施要領改正により、同年11月1日からポリオの4回目の接種が定期化。

平成25年1月30日の政令・省令改正により、同日から長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった等により定期の予防接種の機会を逸した者について、当該機会が確保される。

平成25年2月1日の政令改正により、同年4月1日から日本脳炎の対象者（平成7年4月2日生まれ～平成7年5月31日生まれ）が、特例として追加。また、結核の予防接種の対象年齢が生後1歳に至るまでの間となる。

平成25年3月30日に予防接種法が改正され、同年4月1日から Hib 感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症が A 類疾病に追加され、定期の予防接種の対象となる。これにより、平成23年度から実施していた「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業実施概要」に基づく予防接種費用の助成は終了。また、麻しん及び風しん予防接種の第3期、第4期が終了。

平成25年6月14日、厚生労働省から HPV（子宮頸がん予防）ワクチンの積極的な接種勧奨の差し控えが勧告。これは、まれに重篤な副反応としてけいれんや歩行障害、四肢に力が入らなくなるギラン・バレー症候群等が報告されていることを受け、その発生頻度や病態等が明らかにされるまでは積極的に勧奨すべきではないとされたため。

同年11月1日の省令改正により、小児用肺炎球菌感染症の予防接種に使用するワクチンを沈降7価肺炎球菌結合型ワクチンから沈降13価肺炎球菌結合型ワクチンに変更。

ク まとめ

予防接種法の改正により、4月から Hib 感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症が対象疾病に追加されたことが 25 年度の予防接種制度の主な変更点です。また、6月に HPV（子宮頸がん予防）ワクチンの接種勧奨差し控えがあったため、接種者数が大幅に減少しました。BCG は 4 月から対象年齢が変更となり、4月・5月の対象者が少なかったため接種者数の減少がみられます。平成24年度から導入された4種混合ワクチンの接種者数は大きく伸びました。

(2) 高齢者インフルエンザ予防接種事業

ア 目的

高齢者のインフルエンザへの感染の防止を図り、症状の重症化を予防することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

予防接種法、予防接種法施行令、予防接種法施行規則、予防接種実施規則、入間市高齢者のインフルエンザ予防接種実施要綱

ウ 対象

インフルエンザ予防接種を希望する者のうち、接種日に65歳以上の者及び接種日に60歳以上65歳未満の者で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に極度の障害のある者又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害のある者（いずれも身体障害者手帳1級相当の障害）

エ 対応者

指定医療機関等及び県内接種協力医、保健師、事務職員

オ 内容

毎年10月20日から翌年1月31日まで、指定医療機関等で行う「個別予防接種」のほか、「埼玉県住所外インフルエンザ予防接種相互乗り入れ」制度に基づき、県内の接種協力医により予防接種を実施しています。平成25年度の自己負担は原則1,000円です。

カ 実績

接種状況

単位：人

年度	区分	対象者	接種者	接種率 (%)	再掲		
					指定 医療機関等	相互 乗り入れ	その他

24	33,536	14,213	42.38	12,423	1,727	63
25	35,370	15,155	42.85	13,188	1,956	11

※その他：依頼書による接種等

キ 事業の経過

平成13年度から実施しています。

平成16年度から埼玉県住所地外インフルエンザ予防接種相互乗り入れ制度が始まりました。

ク まとめ

高齢者インフルエンザ予防接種については、前年度と比較し、接種者数、接種率は横ばいです。

(3) 高齢者肺炎球菌予防接種事業

ア 目的

高齢者の肺炎への罹患を防止し、もって高齢者の健康保持を図ることを目的とする。

イ 根拠・関連法令

入間市高齢者肺炎球菌予防接種事業実施要綱

ウ 対象

肺炎球菌予防接種を希望する者のうち、接種日において70歳以上の者。ただし、過去にこの事業で補助を受けたことがある者は除く。

エ 対応者

市内指定医療機関、保健師、事務職員

オ 内容

市内指定医療機関で行う「個別予防接種」を実施しています。平成25年度の自己負担は原則5,000円です。

カ 実績

接種状況

単位：人

年度 \ 区分	対象者	接種者	接種率 (%)
24	19,082	497	2.60
25	20,066	774	3.86

キ 事業の経過

平成21年度から実施しています。接種期間は11月1日から翌年1月31日までとしました。

平成22年度からは、過去に肺炎球菌ワクチンを接種したことがある者も対象としました。

平成23年度は、ワクチン不足により接種期間を3月末まで延長しました。
 平成24年度は、接種者数の拡大をはかるため、接種期間を3月末までとしました。

平成25年度からは接種期間を通年としました。

ク まとめ

肺炎球菌は高齢者の肺炎の主な原因とされており、今後も高齢者人口が増えることから、予防接種のニーズは高いと考えられます。

(4) 風しん予防接種費用助成事業

ア 目的

風しんの感染を予防するための予防接種を受ける者に対し、当該予防接種費用を助成することにより、その接種率を高め、もって先天性風しん症候群を予防することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

入間市風しん予防接種費用助成金交付要綱

ウ 対象

妊娠を予定し、又は希望している女性で19歳以上49歳以下の者、及び妊娠している女性の夫又は胎児の父で19歳以上の者。

エ 対応者

保健師、事務職員

オ 内容

風しんの予防接種を受けた助成の対象者から、書面により助成金の交付申請を受け付け、審査の結果、交付が決定すると、申請者に対し助成金（平成25年度は3,000円）を交付します。

カ 実績

交付状況

単位：人

区分 年度	交付者	再掲	
		女性	男性
25	420	322	98

キ 事業の経過

平成25年度から新たに実施しています。対象期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとしました。

平成26年度も、対象者・対象期間を見直したうえで、継続して実施することとしました。

ク まとめ

平成25年に成人を中心とした風しんの大流行が発生したため、先天性風しん

症候群を予防する最良の方法である風しんの予防接種を促進するために、接種費用の助成を緊急的に開始しました。420人の利用があり、先天性風しん症候群の予防に努めることができました。